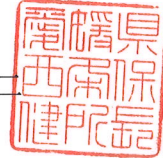


産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県新居浜市多喜浜六丁目5番25号
氏名 株式会社コメントクリーン
代表取締役 石村 拓己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 令和 2年 4月 22日
許可の有効年月日 令和 7年 4月 10日

1. 事業の範囲

中間処分

破砕・圧縮処分：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず	以上3種類
減容処分：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）	以上1種類
選別処分：金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」	以上2種類
圧縮処分：金属くず	以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- | | |
|--|----|
| (1) 破砕施設（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 許可年月日：平成23年3月9日、22東環第95-2号 | |
| 設置年月日：平成23年12月6日 | |
| 処理能力：42.6t/日（廃プラスチック類） | |
| 34.4t/日（紙くず） | |
| 34.4t/日（繊維くず） | |
| (2) 圧縮施設（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 設置年月日：平成31年1月21日 | |
| 処理能力：120t/日 | |
| (3) 減容施設（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 設置年月日：令和元年7月21日 | |
| 処理能力：0.16t/日（廃プラスチック類） | |
| (4) 選別・圧縮施設（金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」の選別） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 設置年月日：平成22年6月25日 | |
| 処理能力：2.24t/日（「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」の選別） | |
| 4.8t/日（金属くずの選別・圧縮） | |

（裏面へ続く）

(裏 面)

(5) 保管施設

5箇所

設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外

保管面積：301.96㎡(廃プラスチック類)

64.80㎡(紙くず)

64.80㎡(繊維くず)

37.44㎡(金属くず)

6.00㎡(「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&陶磁器くず」)

保管上限：742.0㎡(廃プラスチック類)

98.9㎡(紙くず)

98.9㎡(繊維くず)

52.4㎡(金属くず)

3.6㎡(「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&陶磁器くず」)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可 平成17年 4月11日

○変更許可 平成20年 2月21日

(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)の減容処分、金属くずの圧縮処分の追加)

○更新許可 平成22年 5月19日

○変更許可 平成22年 8月23日

(金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&陶磁器くず」の選別処理を追加)

○変更届出 平成23年12月 8日

(破碎施設の追加、圧縮施設の処理能力の変更及び保管面積の変更)

○変更届出(破碎施設の処理能力の変更) 平成24年 6月28日

○変更届出(破碎施設の1基廃止及び破碎施設の1基追加) 平成26年11月20日

○変更届出(保管施設の変更) 平成27年10月19日

○更新許可 平成27年10月22日

○変更届出(圧縮施設の変更) 平成29年 1月 6日

○変更届出(圧縮施設の廃止及び追加) 平成31年 1月21日

○変更届出(破碎施設の1基廃止、減容施設及び保管施設の変更) 令和 元年 7月21日

○更新許可 令和 2年 4月22日

○代表者変更(旧：石村 拓己) 令和 3年 7月 8日

○代表者変更(旧：石村 スミ子) 令和 5年 8月21日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無